

鉄道認証室（NRCC）ニュース—第8号—

平成28年9月2日

◆---目次-----◇

1. 認定規格が拡大されました(IEC 62279 及び IEC 62280 の認定を新たに取得)
2. マネジメントシステム文書の改正を行いました

◇-----◆

1. 認定規格が拡大されました(IEC 62279 及び IEC 62280 の認定を新たに取得)

鉄道認証室は、平成28年9月1日付で、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）認定センターより IEC 62279（ソフトウェア）及び IEC 62280（通信）の認定を新たに取得いたしました。これは、NRCC ニュース第7号でお知らせした認定範囲の変更届けの提出及び認定センターの審査を経て、今回の認定規格の拡大に至ったものです。これにより、平成24年に認定を取得した IEC 62425（セーフティーケース）に加え、IEC 62279（ソフトウェア）及び IEC 62280（通信）の計3規格が認定規格となりました。新しい認定証(日本語・英語)の写しについては、ホームページからダウンロードすることができます。

認定規格の拡大により、我が国鉄道技術の国際的な展開の一助となることが期待されます。今後は、IEC 62278（RAMS）についても認定を取得していく予定です。

2. マネジメントシステム文書の改正を行いました

平成28年4月1日の独立行政法人自動車技術総合機構の設立に伴うマネジメントシステム文書の改正に引き続き、既にホームページでお知らせしたとおり、ISO/IEC 17065 への適合を確実にするため、認証要求事項の遵守に関する合意書の様式の変更、認証の一時停止及び一時停止解除に係る手続きの変更等の改正を行い、平成28年6月30日付で施行しました。

- (1) 認証要求事項の遵守に関する合意書の変更

認証要求事項の遵守に関する合意書の様式に下請負業者へアクセスする手配に関する規定を追加しました。(鉄道製品認証業務様式集 B-1)

- (2) 認証の一時停止及び一時停止解除に係る手続きの変更

認証要求事項又は認証システムに規定された事項への適合性に疑義が生じた場合、特別調査を実施します。特別調査の結果、不適合の疑いがある場合は、サーベイランスと同様の手順により認証の一時停止を行います。また一時停止を解除する場合についても同様の手順で行います。(鉄道製品認証システム、鉄道製品認証業務品質マニュアル、鉄道製品認証業務取扱手順、鉄道製品認証業務要員管理手順、鉄道製品認証申請手続き等に関する手引き及び鉄道製品認証業務様式集)

改正したマネジメントシステム文書は従前どおりホームページで閲覧可能です。

◆-----◇

発行者：独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所 鉄道認証室

Web: <http://www.ntsel.go.jp/certification.html>

Phone : 0422-41-3344

E-mail: nrcc@ntsel.go.jp

◇-----◇
○---○---○---○---○---NRCC◆